

第
5100
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 11月 4日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

年金受給権の相続税評価の改正

Q：年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権（受給権）の相続税法上の評価の取扱いが変更になったそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

改正内容は次のとおりです。この改正は、法定申告期限から5年以内の相続税、6年以内の贈与について遡って適用されます。

【改正前の取扱い】

相続開始の時に、年金の種類、年金の支払期間、支払金額の総額、一年間に支払いを受けるべき金額等が定まっていない年金の方法により支払いを受けることが定められた生命保険契約は、その保険金を一時金で支払いを受ける場合の金額により評価することとして取り扱われてきました。

【改正の内容】

相続開始の時には、年金の種類、年金の受給期間等が定まっていない年金の方法により支払いを受ける生命保険契約であっても、契約者が年金の方法により死亡保険金の支払を受ける契約を締結し、かつ、死亡保険金の支払事由の発生後に死亡保険金の受取人が年金の種類、年金の受給期間等を指定することが契約により予定されている生命保険契約に係る死亡保険金の支払請求権（受給権）の価額については、受取人が相続開始後、受給開始前に指定を行ったことにより確定した年金の種類、受給期間等を基礎として、定期金に関する権利の評価によって算定することとなりました。

